辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年9月1日(金)午前9時30分から午前10時32分
- 2. 開催場所 役場2階 大会議室
- 3. 出席委員(14人)

会長 1番 宮島 勇

会長職務代理者 2番 野澤 典生

農業委員 3番 青木 博子

4番 飯澤 誠

5番 小野 耕一

6番 上島 栄子

7番 赤羽 秀介

推進委員 春日 昭利

立澤 富朗

根橋 俊夫

大井田 亨

小松 英幸

有賀 則幸

瀬戸 真一

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について <農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

- 6. その他
- 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 岡田 圭助

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<岡田事務局長>

皆さんおはようございます。

定刻となりましたので会の方進めてまいりたいと思います。本日もお忙しい中お集まり いただきましてありがとうございます。本日ご審議いただく内容いくつもありますのでよ ろしくお願いいたします。

それでは開会を野澤代理、お願いいたします。

【開会】

<野澤代理>

おはようございます。9月1日という秋には入ってきたわけですけれど、秋らしくない。私もブロッコリー植えたんですけれど水やりで畑へ潅水をバンバンバンバンしておりますが人間も潅水しないと危なくなってきましたのでこれから気を付けたいと思います。今日は忙しい中ですが慎重審議よろしくお願いいたします。

【会長あいさつ】

<宮島会長>

どうもおはようございます。毎日暑い中ご苦労様です。稲の方も大分黄色くなって今年は大分早く稲刈りが始まるような状況です。ただ畑作先ほど話がありましたけど、畑作についてはホントに雨がなくてこの前ちょっと雨が降ったんで畑起こしに行ったら埃だらけになって水不足で畑の作物がほんと良くないような状況です。先日新聞の方に出てましたけど、上島さん関係の話で農村女性ネットでソルガムでもって料理をしたと載っていてうれしく思って記事を読んでました。いづれにしても今年も収穫できた後に皆

さんでまた、料理教室で試食会みたいなこと是非やっていきたいと思いますのでよろし くお願いしたいと思います。今日はご苦労様です。

【議事録署名委員の指名】

5番の小野委員さんと6番の上島委員さんお願いします。

【議事】

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番~4番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

伊那市東春近・・・・番地・・にお住まいの○○○○さんが所有いたします、

大字小野字駒沢・・・・番・、地目は畑、面積413㎡を、

大字小野・・・・番地・にお住まいの○○○○さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいで耕作が 困難なため、近隣にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、農業経営の安定を図りたいと のことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

8月8日に譲受人の〇〇〇〇さんと春日推進委員と3人で現地を確認しました。譲受人の〇〇〇さんは以前より親戚筋でこの畑を耕作して圃場整備地の中ということで境についても問題ありませんでした。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。 <山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

愛知県大山市大字橋爪字止々馬木・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字スクモ・・・番、地目は田、面積1249㎡を、

大字赤羽・・・番地・・にお住まいの○○○○さんが取得するものです。

譲渡人の○○さんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、以前から耕作されていた○○さんが取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

本件については17日に○○さんと譲受人父の○○○さんで現地を見ました。今 現在上島の方がここを借りて作っていますが、その方は来年はもうできないと いうことで、○○さんが新規に取得して経営したいということであります。特 に問題ないと思います。よろしくお願いいたします

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。 <山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

松本市大字波田・・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんと

宮城県多賀城市東田中・丁目・・番・・号にお住まいの○○○○さんが共同で所有いたします、

大字小野字駒沢・・・・番、地目は田、面積1074m2を、

塩尻市大字広丘堅石・・番地・にお住まいの○○○○さんが取得するものです。

譲渡人の○○さん、○○さんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、令和4年7月 に空き家と付随農地を取得された○○さんが取得し、農業経営の安定を図りたいとの ことです。 譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

現地は8月2日に譲受人の〇〇さんと春日委員と3人で確認しています。現地なんですけれど、ここは圃場整備した農地でありまして、元は田んぼだったんですけれど、許可なく埋め土をしてしまって遊休地として現在に至っております。先ほど補佐が言ったように昨年7月に空き家特例でこの〇〇さんが自宅の畑とともに田んぼも購入されまして、これから田んぼとしては使えないので畑として耕作されるということでありました。圃場整備地でありますので境等はしっかりしております。異常です。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。 <山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

静岡県静岡市清水区折戸・・・番地の・〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、大字樋口字原田・・・・番、地目は田、面積1191㎡を、

神奈川県横須賀市坂本町・丁目・・番地にお住まいの〇〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんには、静岡家庭裁判所にて保佐人が選任されております。保佐 人であります、東京都西東京市南町・丁目・・番・・号にお住まいの〇〇〇〇さんの証 明書も添付されておりました。

譲受人の○○さんは、今回空き家バンクに登録されていた宅地と、それに付随した 申請農地を合わせて取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず 許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

7月13日業者の方と瀬戸さんと私の3人で現場を確認しました。今田んぼで稲を作っていますけど、親戚関係の○○さんが耕作中ということで田んぼには稲が育っていました。特にずっと○○○○さんの方はもう何十年もこっちにいないということで空き家になってましたけど、○○さんが管理してたということでありました。いずれにしても受け入れの方がちゃんとしてくれるということでしたので、特に問題はないと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富・・・・番地にお住まいの○○○○さんが所有いたします、

大字伊那富・・・・番・・・、地目は畑、面積616㎡を、

岡谷市長地柴宮・丁目・・番・・号 ○○○○○・・・にお住まいの○○○○さんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人の○○さんは貸付人の○○さんと親子であり、現在は町外のアパートにて生活をしていますが、家族が増え手狭になったことから、父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、つくば開成学園高校及び新田内科クリニックがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

本件は8月10日建築会社と上島委員と私と3名で現地確認しました。地図のとおり周りは住宅で北側は駐車場になってる南側と西側に畑があります。傾斜地なんで隣の畑に入るのにどうするかということがありましたけれど、一応あの周り近所の人の土地でもあると協力的でいいような形にしていきますよと、いうことでお話をいただいております。雨水等は浸透桝をつけて処理していくというようなお話をいただきました。住宅地ということで周りの田畑には影響はないと思います。どうぞよろしくお願いします。

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。 <山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

千葉県船橋市楠が山町・・番地・・にお住まいの○○○○さんが所有いたします、

大字平出・・・・番・、地目は畑、面積378㎡および

大字平出・・・・番・、地目は畑、面積176㎡および

大字平出・・・・番・、地目は畑、面積35㎡、計3筆、589㎡を

箕輪町大字中箕輪・・・・番地・に所在する株式会社〇〇〇〇〇〇が取得し、宅地分譲用地とするための申請であります。

譲渡人の〇〇さんは、町外にお住まいのため、耕作する予定もなく、申請地の有効 活用を考えておられました。

譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、登記地目が宅地である2筆の土地も合わせて、2区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内でありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

8月17日青木さんと担当の中坪さんと現地確認をしました。 譲渡し人の○○さん遠方 にお住まいでして年に1回は草刈り等を行ない管理をしていますが、大変だということ でこのようなことになりました。国調も済んでおりまして境もしっかりしていて問題ないと 思います。周囲に水路があるんですが、土留めをしてきちんと問題がないように進める ということであります。こんなことで問題はないと思います。よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですの で、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。 <山田事務局次長>

3番、賃借権の設定でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧くだ さい。

こちらは譲渡人がお2人いらっしゃいますので、合わせてご説明いたします。

大字小野・・・・番地にお住まいの○○○さんが所有いたします、

大字小野字高橋・・・・番、地目は田、面積284㎡および、

大字小野字高橋・・・・番・、地目は田、面積431㎡と、

大字小野・・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字小野字高橋・・・・番・、地目は畑、面積43㎡、計3筆、758㎡を、

大字小野筑・・・番地・に所在する株式会社〇〇〇〇が借入れ、ワイナリー工場を新築 するための申請でございます。

譲受人の○○○○は、ワイン用ブドウの生産、加工及び販売を行う事業者であり、2 020年より小野で畑を借り受け、ワイン用ぶどうの栽培を始め、2022年に辰野町の認定 農業者となっています。

今回申請地を借り受け、栽培したぶどうからワインを製造、販売するためのワイナリ ーを新築したい計画であります。

申請地はJR小野駅よりおおむね300m以内の、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の 第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。 <小野委員>

現地立ち合いは4月24日に代理人の〇〇〇〇さんと春日委員と私の3人で行っています。隣地もすでに駐車場として使われていますし、一部この土地の中に水路があるということで、その関係も立ち合いがあるようでした。雑排水については10ページの図面にあるとおりに郵便局の方から下水の本管をひいて行っていこうということで問題はありません。また北側に住宅があるということで、近隣の住民への説明もすでに了解されているということです。立ち合いは4月だったわけですけれど、ここで資金面の目途がついて今回の申請に至ったわけであります。すでに周りの状況も進んでおりまして、9ページの図面でいきますと三角地の・・・・と書いてあるところにワイン用のブドウを栽培していきたいというところであります。社宅もすでに五差路の向こう側へ・・・〇〇〇〇と書いてあるところをお借りすることになっておりますし、社員の駐車場も・・・・の空き地を利用して駐車場として借りるようになっているということで現地の了解もあり境もしっかりしていますし問題ないと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計4件、7筆、面積は7,083㎡、詳細は議案書の7ページ の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、2筆の利用権の設定であります。 詳細は議案書10ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間 管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農 業開発公社と2筆、1,657㎡について10年4ヶ月の賃借権を設定するものです。 続きまして・・・(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく10ページをご覧ください。

○○○○ 株式会社へ2筆、計1,657㎡について10年4ヶ月の賃借権を設定する ものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と〇〇〇〇〇との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。 <宮島会長>

議案第4号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【報告事項】

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の11ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

【その他】

- ○農業委員会活動記録簿の提出について
- →総会後提出をお願いします。
- ○農業者年金加入推進ニュースNo.4の配布について
- →年金の加入推進を
- ○農地相談会報告について
- →1件の相談有 情報提供用リスト作成
- ○三井不動産が提案する「オランダ式スマート農業」について
- →20ha程度のまとまった農地があるか問合せあり
- ○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動) について
- →かなり不揃いな状況 10月中下旬に収穫 日程は後日
 - ○次回委員会総会開催日:10月3日(火)13時30分 役場第6会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

慎重審議ありがとうございました。まだまだ暑い日が続きますし、天気予報では雨が降りそうにありません。皆さんお体にお気をつけてお願いしたいと思います。今日はご苦労様でした。

	日	月	年	令和
戶		長	<u></u>	会
戶		署名人	養事録署	静
Er.		署名 人	養事録署	諍